

# 日本テニス学会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本テニス学会(英文名 Japan Society on Tennis Science)と称する。

(目的)

第2条 本会はテニスに関する科学的研究の発展に貢献し、会員相互の情報交換や成果の実用化を促進するとともに、国際交流を図ることを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局を、福山平成大学武田守弘研究室内に置く。  
所在地:720-0001 広島県福山市御幸町上岩成正戸 117-1

## 第2章 活動

(活動)

第4条 本会は第2条の目的達成のために、次の活動を行う。

- 年1回以上の定期的学会の開催
- 学会の報告と会誌(テニスの科学、Japanese Journal of TENNIS SCIENCE)の刊行
- その他、本会の目的に資する事業

## 第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は次の通りとする。  
1. 正会員:本会の目的に賛同し、本会会費を毎年度納入している者。

(会費)

第6条 会員は、次の会費を納入しなければならない。  
1. 正会員:年額5,000円

(入会)

第7条 本会に入会を希望するものは、次の手続きをとらなければならない。  
1. 入会金1,000円と所定の入会申込書を提出する。

(退会・除名)

第8条 次の場合、退会・除名とする。  
1. 会員から、退会の申し出があり、退会届が提出されたとき。  
2. 会員で、会費を3年間納入しない者。  
3. 会員が、本会の名誉を毀損する行為をした場合、運営委員会の決議により除名することができる。

## 第4章 役員

(役員)

第9条 本会は、会長1名、副会長2名、運営委員25名以内、監事2名以上を置く。  
運営委員の人数に空きがある場合は、任期中途であっても補充できる。ただし、他の運営委員同様の任期とする。

(役員を選出)

第10条 役員は次の各項により選任される。  
1. 会長・副会長及び監事は、運営委員会の議を経て、総会において決定する。  
2. 運営委員の選出は、会長より任命された運営委員による選考委員会にて選考し、運営委員会の議を経て、総会において決定する。  
3. 運営委員のうち、若干名は会長が委嘱することができる。

(役員 of 責務)

- 第 11 条 本会の役員は次の責務を負う。
1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
  2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。
  3. 運営委員は、運営委員会を構成し、総会の議決に基づき、会務を執行する。
  4. 監事は、本会の会計及び会務を監査する。

(役員 of 任期)

- 第 12 条 役員 of 任期は、1期3年とし、再任は妨げない。

## 第5章 会議

(会議)

- 第 13 条 本会の会議は、総会および運営委員会とする。

(総会)

- 第 14 条
1. 総会は、本会の最高議決機関である。
  2. 総会は、原則として、年1回、学会大会期間中に開く。
  3. 総会は次の事項を審議する。
    - ① 役員 of 選出
    - ② 事業報告及び収支報告
    - ③ 事業計画及び収支予算
    - ④ 会則 of 改正
    - ⑤ その他重要事項
  4. 総会は、当日出席 of 会員で構成し、議決は出席者 of 過半数をもって決定する。

(運営委員会)

- 第 15 条
1. 運営委員会は定員 of 過半数 of 出席により成立し、その過半数をもって決議する。
  2. 運営委員会は必要に応じて各種委員会を設置することができる。

## 第6章 名誉会長・顧問

(名誉会長・顧問)

- 第 16 条
1. 本会に名誉会長及び顧問を若干名置くことができる。
  2. 顧問 of 任期は3年とし、再任は妨げない。

## 第7章 会計

(経費)

- 第 17 条 本会 of 経費は、会費、入会金、事業収入、寄付金、その他をもってこれにあてる。

(会計年度)

- 第 18 条 本会 of 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日とする。

付則 昭和 63 年1月1日制定  
平成元年 10 月 11 日改正  
平成5年 11 月 14 日改正  
平成8年 11 月 17 日改正  
平成 17 年 9 月 19 日改正(平成 18 年4月1日運用開始)  
平成 20 年 4 月 1 日改正  
平成 23 年 4 月 1 日改正  
平成 28 年 6 月 26 日改正  
平成 29 年 4 月 1 日改正